

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和2年12月17日（第8日目）

議 長（高橋拓生君）

おはようございます。

ただいまから令和2年平泉町議会定例会12月会議、8日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

議長から諸般の報告を行います。

本定例会12月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した事件撤回請求書及び議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

これより本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第1、議案第57号、平泉文化遺産センター設置条例の一部を改正する条例の撤回についてを議題といたします。

青木町長から、議案第57号、平泉文化遺産センター設置条例の一部を改正する条例の撤回の理由説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

おはようございます。

それでは、ご説明を申し上げます。

最初に、一度上程いたしました議案を撤回するに至りましたことは、心からおわびを申し上げる次第であります。

それでは、事件撤回に関しましてご説明を申し上げます。

件名、第57号議案、平泉文化遺産センター設置条例の一部を改正する条例であります。

理由は、条例の改正内容について、さらに精査する必要があるためであります。

どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

お諮りします。

ただいま議題となっている議案第57号、平泉文化遺産センター設置条例の一部を改正する条例の撤回を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号、平泉文化遺産センター設置条例の一部を改正する条例の撤回を許可することに決定いたしました。

ただいま議題となっております議案第57号につきましては撤回いたしましたので、日程第7は日程から削除いたします。

議長（高橋拓生君）

日程第2、委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

総務教民常任委員長、産業建設常任委員長及び新型コロナウイルス感染症対策特別委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

本件は、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第3、請願第3号、私学教育を充実・発展させるための請願及び日程第4、請願第4号、家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために、「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願、合計2件を一括議題とします。

この請願について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

4番、総務教民常任委員長、氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

4番、氷室裕史です。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

総務教民常任委員会委員長、氷室裕史。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

受理番号3号、付託年月日、令和2年12月10日、件名、私学教育を充実・発展させるための請願。

審査の結果、採択すべきものとされました。

受理番号4号、付託年月日、令和2年12月10日、件名、家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために、「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願。

審査の結果、不採択とすべきものとされました。

委員会の意見、所得税法第56条において、配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないとされているが、所得税法第57条の青色申告制度により、家族事業従事者に支払った給料は必要経費と認められ、その手続も煩雑なものではない。現在、国においても女性の活躍促進を含め、様々な角度から親族に支払われる対価に関する税制上の取扱いについては検討が進められており、この制度の見直しには所得税法第56条に特化したものではなく、関連する同第57条、同第45条を含めた全体的な改正が必要と考える。よって、所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出を求める請願の願意には沿えないため、不採択とする。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

以上で総務教民常任委員長の説明を終わります。

請願第3号、私学教育を充実・発展させるための請願について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず最初に、反対の発言を許します。

7番、真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

7番、真竈光幸です。

請願第3号、私学教育を充実・発展させるための請願を採択とすることに反対の立場から討論いたします。

過去にも提出をされてきました本請願の趣旨は、私学と公立校の学費の格差を解消するために就学助成金の増額を求めるものでありました。本町におきましても、私立高等学校に通学する生徒への学費補助金制度を定め、支援を行ってきたところであります。この他に、国の高等学校就学支援金の制度が改正をされ、本年4月から、私立高校に通う生徒への授業料が実質無償化となりました。このことによって、私立高校と公立高校の学費格差は解消し、長年にわたるこの請願の目的は達成されたものと思います。

請願が当初の目的を達成したものにもかかわらず、入学金や施設設備費の学納金までも交付対象にした、さらなる増額のみを求めることには無理があるものと考えます。

人口減少、少子化による私立・公立を問わず、統廃合での学校存続のための諸課題はあります。今後の状況を見ながら、的確な対処方法を検討していく過程において、改めて問題の提起をなすべきであります。

請願書の趣旨は達成されていることから、今回の請願を採択とすることには反対であります。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

6番、三枚山光裕です。

私は、委員長報告に賛成し、私学教育を充実・発展させるための請願を採択すべきとの立場から討論を行います。

請願を審査した総務教民常任委員会では、事実上の無償化で目的は達成したとの議論がありました。ただいまの反対の討論の中でもありました。しかし、無償化は年収590万円までで、比較的親の収入が少ない一関市の私立高校の1校では、7割が対象となります。しかし、もう一方の私立高校では、半数しかいわゆる無償化の対象となりません。

仮に、この地域で目的が達成したとしても、そもそもこの請願は全国的に取り組んでいる請願でもあり、全国から集まった意見書が力となり、国の政治を動かすものだと思います。

また、入学金や施設整備費の支援については、特進で国立大を目指すとか、スポーツに特化するとかの私学について、公立の範疇に入らず選択し認識して入学するのだから、むしろアンフェアだとの意見がありました。つまり、逆に不公平だとの意見であります。

説明員の教育次長から、平泉町の学費補助金交付制度が令和元年度で対象が1人、東京の鉄道関係の学校だと説明がありました。鉄道の学校に行った生徒は、鉄道の運転士を夢見たかどうかは分かりませんが、平泉町の私学への補助は子供たちの選択を広げたことは間違いのないと思います。

請願の趣旨では、新型コロナウイルス感染拡大の影響にも触れています。町内からも生徒が通う一関市の私立高校では、新型コロナウイルス感染拡大の影響で親の収入が減り、アルバイトの申請も増えているようであります。部活を辞めてアルバイトをしている生徒もいると聞きます。私が話を聞いた私立高校では、片親の生徒が多いそうです。親から言われバイトを始めた生徒もいるのであります。

また、今、私立高校は障害を持った子供を受け入れているといます。支援学校の定員が少ないからです。私立学校は、このように新たな重要な役割を担っているのです。

こうしたことから、目的は達成したのではなく、さらなる支援が必要です。

議員各位の請願への賛同をお願いし、討論といたします。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に反対の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (高橋拓生君)

続きまして、次に原案に賛成の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (高橋拓生君)

これで討論を終わります。

これから請願第3号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願について委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長 (高橋拓生君)

起立多数です。

したがって、請願第3号は採択することに決定いたしました。

議長 (高橋拓生君)

請願第4号、家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために、「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に賛成の発言を許します。

5番、阿部圭二議員。

5番 (阿部圭二君)

5番、阿部圭二です。

私は、委員会報告に反対し、所得税法第56条の廃止を求める請願は採択すべきとの立場から討論を行います。

中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし、日本の税制は、所得税法第56条、事業主の配偶者等の親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないという条文の趣旨により、家族従業者の働き分、いわゆる自家労賃を必要経費として認めていません。家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者86万円、配偶者以外の家族50万円が控除されるのみです。これは、最低賃金にも達しない額です。このことにより、家族従業者は社会保障や行政手続などの面で不利益を受けています。

政府は、青色申告にすれば給料を経費にできると言いますが、働いている実態が同じでも申告方法の選択によって納税者を差別することは許されないことです。さらに、青色申告の専従者給

与は税務署長への届出と記帳義務などの条件つきであり、取り消される場合もあります。既に白色申告者にも記帳は義務化されており、商売に応じた記帳が行われています。白色申告の場合、家族の働き分を認めないことは、もはや道理がありません。

家族従業者の人権を認めない所得税法第56条の廃止を求める請願書は、2019年3月末現在、全国516の自治体で採択されています。第4次男女共同参画基本計画は、女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等の各種制度の在り方を検討すると明記しています。世界の主要国では、家族従業者の働き分を必要経費として認めています。中小企業はまだまだ日本の古来の体質があり、女性は家内として家にいて、男が働きに行くということがまだ続いています。夫は仕事で疲れ切って帰ってきて、妻が所得の記帳義務を負い働いています。妻は幾ら働いても最低賃金以下という状況です。

国連女性差別撤廃委員会は、2016年3月、所得税法第56条が家族従業女性の経済的自立を妨げていることを懸念し、所得税法の見直しを日本政府に勧告しました。日本弁護士連合会、日弁連も、2017年11月、政府への意見書に家族従業者本人の労働の対価を明確に位置づけるよう、所得税法第56条、57条の見直しを正式に盛り込んでいます。ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では自家労賃を必要経費としている中、大きな見直しを求める声も出ています。税法上も、民法、労働法や社会保障でも差別的税制をこれ以上放置せず、中小業者の家族従業員の人権保障の基礎をつくるためにも、この請願は採択されるべきです。

以上、請願への賛同を呼びかけまして、討論を終わります。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に反対の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

続きまして、次に原案に賛成の発言を許します。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

6番、三枚山光裕です。

家族従業員の人権保障と「女性の活躍」を促進するために、「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願に賛成の立場から討論をいたします。

総務教民常任委員会を傍聴しましたが、その議論を踏まえて討論したいと思います。

常任委員会では、青色申告は煩雑なのでできないというのは子供の意見でしかない。所定の手続で記帳すれば青色で控除できるという意見、またいいソフトもある、簡単だとの意見がありました。青色申告は誰でもできる簡易簿記ではなく、税務署長の承認が必要です。複式簿記により正しく記帳し、またその帳簿に基づき申告し、数年間確実に保存しておかなければなりません。複式簿記は、簿記の知識が必要不可欠です。簡単にできないから白色で行っている業者、農家が多いのです。いいソフトとも言いますが、そもそも、パソコンを使わない人もいます。

総務教民常任委員会では、人権に関わることでであると紹介議員からの説明がありました。商工

業者などの妻は、収入はないからローンも組めないという問題です。車も身の回り品の多くさえも、長期、短期を問わずローンを組むのが当たり前の現代社会において、人権、権利に属する部分だと思えます。

この説明に対し、学生ローンもある、収入がなくても借りられるとの意見がありました。学生ローンの金利は、実質年利15から18%と高く、利息制限法のほぼ上限であります。簡単な審査で借りられ、一方で高い利息です。これが学生ローンです。学生ローンが地獄の入り口ということも耳にします。最近ほとんどありませんが、私も多重債務の相談を多く受けてきました。サラ金地獄と言われましたが、今日新たなサラ金地獄が懸念されています。サラ金の過剰とも言うのでしょうか。青色が悪いということでは、もちろんないのであります。人には、得手、不得手もあります。なかなか不得手な人たちに心を寄せることも必要だと思えます。

最後に、申告の基本は、いわゆる白色申告だという点についてです。青色は後からできたもので、白色と言われているものは青色申告という制度ができてから便宜的に白色と言っているにすぎません。国税庁のホームページでは、青色申告制度は正式名称、しかし白色申告制度という言葉はどこを探してもありません。通称なのであります。確かに、国税庁ホームページは白色申告という言葉を使っていますが、白色申告書と書かれた書類はありません。いわゆる白色は、収支内訳書の一般様式と、本人収入の確定申告書Bを提出するとしています。一般様式の言葉どおり、これが標準なのであります。

以上のことから、いわゆる白色申告でも、青色と同様の控除を受けられることは当然のことです。国税庁のホームページでも、多くの専門家が56条廃止の議論を積極的に行っており、56条の課題は専門家でも共通認識となっています。この地域では、一関市、奥州市、金ケ崎町でも既に採択をしております。とりわけ、女性の権利に関わる問題でありますし、女性議員の賛同も特に強調しておきたいと思えます。

議員各位の賛同を求め、討論を終わります。

議長（高橋拓生君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで討論を終わります。

これから請願第4号を採決します。

この請願に対する委員長報告は不採択です。

この請願第4号について採択することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

議長（高橋拓生君）

起立少数です。

したがって、請願第4号は不採択することに決定いたしました。

議 長（高橋拓生君）

日程第5、議案第55号、平泉町町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

荻山税務課長。

税務課長（荻山義浩君）

議案第55号、平泉町町税条例の一部を改正する条例の議決を求めることについて、補足説明をいたします。

議案書1ページと参考資料をご覧ください。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布されたことに伴い、平泉町町税条例の一部を改正するものであります。

平成30年度の税制改正により、令和2年以降の収入に係る個人所得課税の見直しが行われました。その改正内容は、給与等の収入金額、公的年金等の収入金額に係る控除額が一律10万円引き下げられ、基礎控除に振り替えられるものであります。これを受けまして、個人所得課税の控除の見直しによる国民健康保険税の負担水準に不利益が生じないように、軽減判定所得の基礎控除額を現行33万円から43万円に引き上げるものです。また、給与所得者等が2人以上いる世帯は、軽減措置に該当しにくくなることから、判定基準の見直しを行い、給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じた額を加算することで調整を図るものです。

なお、これらの改正は、令和3年度以降の国民健康保険税について適用されるものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第6、議案第56号、平泉町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

議案第56号、平泉町手数料条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

議案書2ページをお開きください。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号の通知カードが廃止されたことに伴い、当該通知カードに係る手数料を廃止するものです。

お手元に配付されております平泉町手数料条例の一部を改正する条例についての新旧対照表により説明をさせていただきます。

3ページをお開きください。

別表第1中の21項につきましては、個人番号カードの普及促進等を目的に法律の一部が改正され、通知カードの送付により個人番号を通知することと、当該カードの記載事項の変更手続が廃止されました。これに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報提供に関する省令の一部が改正され、交付済みの通知カードを紛失した場合でも、当該通知カードの再交付は行わないこととされたことにより、削除するものです。

21項の2につきましては21項とし、省令の名前が変わったことにより改めるものでございます。

なお、通知カードの廃止後は、出生届等により個人番号が作成された際に、地方公共団体システム機構から個人番号通知書により個人番号を通知されることとされました。

この条例は、公布の日から施行されるものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第8、議案第58号、平泉町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

議案第58号、平泉町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をいたします。

議案書4ページをお開きください。

今回の改正は、地方税法の一部が改正され、所要の整備を行うものです。

お手元に配付されております平泉町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての新旧対照表により説明をさせていただきます。

5ページをお開きください。

第2条についてですが、地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例において、延滞金の用語である特例基準割合が延滞金特例基準割合に改められたことから、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第9、議案第59号、令和2年度平泉町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

議案第59号、令和2年度平泉町一般会計補正予算（第8号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

それでは、5ページの裏をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正の補正額でご説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明いたします。

初めに、歳入でございます。

1款町税、5項入湯税500万円の減、これは現年課税分の減額でございます。

14款国庫支出金1億7,761万円、1項国庫負担金72万5,000円、2項国庫補助金1億7,716万1,000円、これには新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億9,887万3,000円の増額、特別史跡無量光院跡保存修理事業補助金1,787万7,000円の減額が含まれております。3項委託金27万6,000円の減。

15款県支出金969万円、1項県負担金13万8,000円の減、2項県補助金1,049万円、これには新型コロナウイルス感染症対策市町村総合支援事業費補助金2,299万円の増額、特別史跡無量光院跡保存修理事業補助金896万2,000円の減額、地域企業経営継続支援事業費補助金512万3,000円の減額が含まれております。3項委託金66万2,000円の減。

18款繰入金、2項基金繰入金1億1,826万2,000円の減、これは財政調整基金繰入金の減額でございます。

20款諸収入、5項雑入278万3,000円の減、これは発掘調査原因者負担金304万6,000円の減額が含まれております。

21款町債、1項町債1,330万円の減、これには道路橋梁改良事業1,540万円の減額が含まれております。

歳入合計補正額4,795万5,000円の増でございます。

次に、6ページ、歳出でございます。

1款議会費、1項議会費159万8,000円。

2款総務費1,767万3,000円、1項総務管理費1,588万8,000円、これにはサーマルカメラ購入費510万8,000円の増額、タブレット端末購入費303万7,000円の増額が含まれております。2項徴税費176万9,000円、3項戸籍住民基本台帳費1万4,000円の減、5項統計調査費11万6,000円、6項監査委員費8万6,000円の減。

3 款民生費2,041万9,000円、1 項社会福祉費1,445万3,000円、これには障害者自立支援給付費
国庫負担金返還金413万3,000円の増額、岩手県後期高齢者医療広域連合分担金492万7,000円の増
額が含まれております。2 項児童福祉費596万6,000円、これには他市町村措置依頼児童委託費
401万7,000円の増額が含まれております。

4 款衛生費46万6,000円の減、1 項保健衛生費168万9,000円、2 項清掃費215万5,000円の減。

6 款農林水産業費3,349万円、1 項農業費3,094万8,000円、これには主食用米作付農家支援事
業補助金2,930万6,000円の増額が含まれております。2 項林業費254万2,000円、これには森林病
害虫等防除委託料250万2,000円の増額が含まれております。

7 款商工費、1 項商工費667万9,000円の減、これには地域企業経営継続支援事業補助金1,019
万2,000円の減額、印刷製本費321万2,000円の減額が含まれております。

8 款土木費1,214万8,000円の減、1 項土木管理費6万3,000円の減、2 項道路橋梁費1,604万円
の減、これには町道ねずみ沢線工事費1,764万円の減額が含まれております。3 項河川費101万
7,000円の減、4 項都市計画費279万3,000円、これは下水道事業会計補助金でございます。

次に、議案書6ページの裏をお開きください。

5 項住宅費217万9,000円、これには高田前団地排水設備工事費343万3,000円の増額が含まれて
おります。

9 款消防費、1 項消防費53万1,000円、これには発電機購入費352万円の増額が含まれておりま
す。

10款教育費649万3,000円の減、1 項教育総務費100万3,000円、2 項小学校費986万円、これに
は空気清浄機購入費1,001万円の増額が含まれております。3 項中学校費852万1,000円、これに
は空気清浄機購入費523万6,000円の増額が含まれております。4 項幼稚園費100万2,000円、5 項
社会教育費2,579万2,000円の減、これには無量光院跡復元整備工事費2,000万円の減額が含まれ
ております。6 項保健体育費108万7,000円の減。

11款災害復旧費、1 項土木施設災害復旧費3万円。

歳出合計補正額4,795万5,000円の増でございます。

次に、議案書7ページでございます。

第2表地方債補正の説明をさせていただきます。

追加と変更でございます。初めに追加を説明させていただきます。

起債の目的、緊急浚渫推進事業、限度額260万円。起債の方法、証書借入または証券発行でござ
います。利率3.0%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直し
を行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金については、その融資条件
により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及
び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとするものです。

次に、変更を説明させていただきます。

起債の目的及び限度額ですが、2つの事業がありまして、道路橋梁改良事業につきましては、
変更前の限度額2億2,130万円を変更後の限度額2億590万円に、かんがい排水事業につきまして

は、変更前の限度額270万円を変更後の限度額220万円にそれぞれ変更しようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法はそれぞれ変更前と同様でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

11番、升沢です。

11ページの4目会計管理費の中のセルフレジの購入費というところで330万円、これも非接触型という形で備品購入されておりますが、こういった形のセルフレジになるのかということが1点目です。

次に、土木費です。18ページです。

土木費の中の道路新設改良費の中の工事請負費で町道ねずみ沢線工事費1,764万円が減額になっておりますが、この理由についてお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

荻山出納室長。

出納室長（荻山義浩君）

セルフレジについてでございますけれども、セルフレジにつきましては、出納室の窓口に卓上の対面のセルフタイプというもので、大きさとしては幅が56センチ、高さが62センチ、奥行きが72センチのものを、今のカウンターがちょっと高いので、ちょっと低くしまして、それを設置いたします。最初のうちは、町民福祉課とか税務課で申請の際の手数料を、今の申請手数料の用紙を持ってきたものを出納室の職員が金額を入力し、対面にいるお客さんがセルフレジでお金を支払うというような形になりますし、4月以降はコンビニ収納が始まりますので、コンビニ収納のほうにはバーコードがございますので、税金等もバーコードをそのセルフレジに提示することによって、税目とか期別とか金額が出ますので、そこで現金で納付していただくというような形になるものでございます。

コロナ対策といたしまして、なるべく紙幣に触れないようにすると。紙幣にコロナ菌が、資料によっては4日ぐらい生存しているというような情報もございますので、なるべく紙幣に触れないような形での収納をするという意味で、今回、補正予算に計上させていただきました。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

18ページの土木費の道路新設改良費の工事請負費、町道ねずみ沢線工事費の減額についてでございますけれども、当初は今年度から工事着手という予定で事業を進めておりました。それで、用地の契約段階において、相続関係の土地が1名に関する分で4筆ほどあったのですけれども、

内諾を得て作業は進めておったわけなのですけれども、いざその相続関係というところでの判こをもらう際に、ちょっと時間を要してしまいました。それで、その土地がないとなかなか工事にかかれないということで、今年度は工事を見送りまして、来年度からの工事という予定にしたというところでございます。

当初は、年度初めに契約を予定しておったのですけれども、こちらの契約が調ったのがつい最近、先月、今月の話ですので、やむなく来年度からの工事着手というふうにするということで、今回補正で工事費を減額させていただくということでございます。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

住民への説明は行われているのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

すみません、何についてですか。

11番（升沢博子君）

すみません、今のねずみ沢線の年度がちょっと遅れるということは、住民に対しての説明は行われているのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

説明会という形式ではなくて、周辺の方々にお宅訪問して、その辺は説明していくということにしております。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

17ページ、商工費に関わってであります。

平泉まちたべポータルサイト構築業務、それから、平泉まちはくコラボ特産品PR事業、この中身について、もう少し詳しくということと、併せて、いずれ今補正、そうすると次は年が明けてしまうのかなというふうに思いますが、先日、商工会で町にも要望もしたと。それから、アンケートが新聞でも報道されました。別な会議で、担当の課長がいまいませんでしたので、その内容について聞くことができませんでしたが、その商工会のアンケートというのを少し特徴的なところを紹介してもらえれば。私、いろいろこの間の町の支援策の評価ということを何度か聞いたことがあります。つまりこのアンケートというのは、今後の支援策、今、今回提案された補正との関係もあって、求められる支援というのがそれなりに見えてくるのかなと思うので伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

議案書17ページの平泉まちたべポータルサイト構築業務についてご説明いたします。

これは、平泉で飲食業をしておられる方々、約40事業者ほどいらっしゃいますけれども、その方々のポータルサイトを1つにまとめまして、平泉の魅力発信として、宿泊のポータルサイトは作っておりますので、それとともに夕食を出さないところ等もありますので、飲食を紹介していくということで考えたものでございます。

あと、次の平泉まちはくコラボ特産品PR事業につきましては、宿泊者に抽せん券を1枚差し上げまして、抽せんによりまして特産品をプレゼントしていきたいというふうに思っておるものでございます。特産品につきましてはこれから選定いたしますが、3,000円のを100点、5,000円のを50点、1万円のを10点という形で、宿泊者の方に抽せんして平泉の特産品を贈ると。これによりまして、特産品のPRもいたしたいと思っておりますし、多くの方々に平泉を知ってもらえるチャンスになるのではないかとというふうに考えております。

あと、商工会の要望のアンケート調査についてでございます。

このアンケート調査は、コロナウイルスの第3波が来る以前の、直前のものでございますので、その辺についての影響というものがまだちょっと記されていないという部分がございます。ただやはり事業継承については非常に難しいと。これはコロナ以前から出ているものでございますけれども、事業継承をしていくのには非常に難しいので、町としても様々な支援をしてほしいということは言われております。あとは、やはりコロナウイルスの第2波の段階で、かなりやはりダメージを受けているということが非常に多く見られております。ですので、今回の第3波と併せまして、次の経済対策を含めて、商工会とも相談しながら、よりよい商工業の事業継承、もしくは新たな起業も含めてですけれども支援してまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第10、議案第60号、令和2年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

議案第60号、令和2年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

議案書28ページ裏をご覧ください。

歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正ですので、項の補正額でご説明をいたします。

歳入。

2款繰入金、1項他会計繰入金51万1,000円の増、一般会計繰入金の増でございます。

歳入合計補正額51万1,000円でございます。

歳出。

1款総務費、1項総務管理費51万1,000円の増、新型コロナウイルス感染防止対策といたしまして、館内に空気清浄機を設置するため増額するものでございます。

歳出合計補正額51万1,000円の増額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 多 数）

議 長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩といたします。11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時09分

議長（高橋拓生君）

おそろいですので、再開いたします。

議長（高橋拓生君）

日程第11、議案第61号、令和2年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

それでは、議案書30ページをお開きください。

議案第61号、令和2年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

それでは、議案書30ページの裏、第1表をご覧ください。

歳入歳出補正予算でご説明させていただきますが、款項同額ですので、項の補正額でご説明いたします。

初めに、歳入でございます。

1 款使用料、1 項駐車場使用料75万3,000円の減額、これは駐車場使用料収入が少なかったことによります。

次に、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費75万3,000円の減額、この中には人事院勧告に基づく職員手当の減額、共済費の増額、パンフレット印刷製本費の減額が含まれております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3 番、猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

猪岡であります。

私、この予算をつくる時はまだ議員でなかったのですが分からないのですが、この人件費の所属する定員上の所属はどちらでしょうか。

それから、時間外でかなりの金額が予算化されておりますが、何時間くらい考えていらっしゃるのでしょうか。

また、308万1,000円の手当の名称は何でしょうか。

これらの人件費が町の広報等に示されている人件費に入っているのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

議案書で、31ページの裏のことかと思えます。

それで、職員給与につきましては、当課の職員の1人分の給与となっております。それで、職員の手当につきましては、勤勉手当等になります。それと、あと、報酬というものがありますが、これは職員ですけれども、会計年度任用職員の分という形になっております。ですので、この給与費の中は、正規職員1人の分と会計年度任用職員の分という形になっております。

あと、時間外手当等が計上されておりますけれども、これら駐車場会計で使います時間外手当につきましては、年末年始の警備等が深夜、もしくは早朝から行われますし、あとは三が日の警備等もございます。それらに係る時間外という形になっております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

八重樫課長、広報等で周知はという。

八重樫課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

職員の人件費につきましては、広報等で既に掲載しておるものになってございます。

議長（高橋拓生君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第12、議案第62号、令和2年度平泉町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

それでは、議案書34ページでございます。

議案第62号、令和2年度平泉町下水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

35ページをお開きください。

令和2年度平泉町下水道事業会計補正予算実施計画書。

収益的収入及び支出でございます。

補正予定額で説明させていただきますが、項目同額の場合は、目の補正額でご説明いたします。

収入でございます。

1 款下水道事業収益、1 項営業収益、1 目下水道使用料276万3,000円の減。2 項営業外収益、3 目他会計補助金279万3,000円。

収入合計は3万円です。

支出でございます。

1 款下水道事業費用、1 項営業費用、7 目総係費3万円。

支出合計は3万円です。

次のページになります。

資本的収入及び支出でございます。

収入です。

1 款下水道事業資本的収入、2 項分担金及び負担金、1 目負担金306万4,000円。

収入合計は306万4,000円です。

今回の補正は、主に下水道使用水量の減少に伴う他会計補助金の増額及び受益者負担金一括納付件数の確定により負担金の補正でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議長(高橋拓生君)

日程第13、議案第63号、令和2年度平泉町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原建設水道課長。

建設水道課長(菅原英明君)

議案書38ページでございます。

議案第63号、令和2年度平泉町水道事業会計補正予算(第2号)の補足説明をさせていただきます。

39ページをお開きください。

令和2年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書。

収益的収入及び支出でございます。

補正予定額で説明させていただきますが、項目同額の場合は、目の補正額でご説明いたします。

収入でございます。

1款水道事業収益、2項営業外収益、3目他会計補助金2万円。

収入合計2万円。

支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用、5目総係費2万円。

2款簡易水道事業費用、1項営業費用、5目総係費20万円。

支出合計22万円。

次のページになります。

資本的収入及び支出でございます。

収入です。

1款水道事業資本的収入、3項出資金、1目出資金14万4,000円の減。

収入合計14万4,000円の減。

今回の補正は、主に修繕対応などの時間外手当の増額及び出資債の借入れ利息の確定による補正でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。その場で休憩願ひます。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時21分

議 長（高橋拓生君）

再開します。

議 長（高橋拓生君）

日程第14、同意第12号、監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、追加議案、人事案件の説明をさせていただきます。

議案書その2の1ページをお開きください。

同意第12号の提案理由を申し上げます。

監査委員の選任に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、鈴木清三。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、現監査委員の鈴木清三氏が令和3年2月7日をもって任期満了となりますことから、引き続き鈴木清三氏を監査委員として選任したいので、同意をお願いしようとするものでございます。どうぞよろしく願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して採決します。

これから同意第12号を採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第12号は同意することに決定いたしました。

暫時休憩します。その場で休憩願います。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時24分

議長（高橋拓生君）

再開します。

お諮りします。

発議第14号が提出されました。

これを日程に追加し、議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

発議第14号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

追加日程第1、発議第14号、私学助成の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

4番、氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

4番、氷室裕史です。

発議第14号。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、氷室裕史。

賛成者、同じく佐藤孝悟、同じく阿部圭二、同じく猪岡須夫。

私学助成の充実を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

私学助成の充実を求める意見書（案）。

私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。

現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒一人当りにかけられる教育費が公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。

こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。

よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次のとおり要望いたします。

過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金を更に充実することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和2年12月17日、岩手県平泉町議会。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、岩手県知事。

議 長（高橋拓生君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 多 数）

議 長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、発議第14号は原案のとおり可決しました。

議 長（高橋拓生君）

以上で、本定例会12月会議に付議された全ての議案が議了しました。

閉議の宣言をします。

ご起立願います。

これをもちまして、令和2年平泉町議会定例会12月会議を閉じます。

ご苦労さまでございました。

閉議 午前11時28分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長

署名議員

同